

Fight!  
Fukushima!

がんばろう  
ふくしま!

週刊 避難者応援情報紙

浜通り

12月27日発行

Vol.627

さんじょうライフ



皆様の生活する上での不安や疑問を少しでも解消していただくための情報紙として、毎週お届けします。

目次

●被災自治体News

|      |       |   |
|------|-------|---|
| 南相馬市 | ----- | 2 |
| 浪江町  | ----- | 3 |
| 双葉町  | ----- | 3 |
| 郡山市  | ----- | 4 |
| 福島県  | ----- | 8 |

●東京電力ホールディングス

|   |       |    |
|---|-------|----|
| ・個人さまに対する請求書類<br>「一時立入、検査受診等にもなう<br>移動費用の賠償」の発送について | ----- | 13 |
|---|-------|----|



来年が  
皆様にとりまして  
良い年でありますよう  
お祈り申し上げます





## 南相馬市からのお知らせ

マイナンバーカードの機能(電子証明書)を搭載したスマートフォンで  
コンビニ交付が利用できるようになります

12月21日HP更新

マイナンバーカードの機能(電子証明書)を搭載したスマートフォンを利用して、コンビニエンスストアなどのマルチコピー機で各種証明書の取得(コンビニ交付)が可能となります。

スマートフォンに電子証明書を搭載すれば、マイナンバーカードを持ち歩かなくても、より身近で便利にコンビニ交付を利用できます。

## 電子証明書搭載スマートフォンが利用可能なコンビニエンスストア等

- |  |   |          |                |
|--|---|----------|----------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>■ ローソン</li> <li>■ ファミリーマート</li> </ul> | } | ● 東京都内店舗 | 12月21日(木)から    |
|  |   | ● 全国の店舗  | 令和6年1月22日(月)から |

**注意** 他のコンビニエンスストア等については、利用開始日が決まり次第、順次お知らせします。

## スマートフォンに電子証明書を搭載する方法

スマートフォンに電子証明書を搭載するには、マイナポータルから、「スマホ用電子証明書の利用登録申請」、「スマホ用電子証明書のスマートフォンへの利用登録」の順に手続きが必要です。

- ▶ スマホ用電子証明書の利用申請(マイナポータル)  
<https://img.myna.go.jp/manual/04-01/0207.html>



- ▶ スマホ用電子証明書のスマートフォンへの利用登録(マイナポータル)  
<https://img.myna.go.jp/manual/04-01/0208.html>



## 電子証明書を搭載可能なスマートフォン

- ▶ スマホ用電子証明書に対応しているスマートフォン(マイナポータル)  
[https://faq.myna.go.jp/faq/show/7261?site\\_domain=default](https://faq.myna.go.jp/faq/show/7261?site_domain=default)



## 《関連リンク》

- ▶ スマホ用電子証明書搭載サービス(デジタル庁ホームページ)  
<https://www.digital.go.jp/policies/mynumber/smartphone-certification>



問い合わせ 市民生活部 市民課 窓口サービス係

TEL 0244-24-5235



## 浪江町からのお知らせ

## 浪江町「住民意向調査」ご協力のお願い(期間延長)

12月21日HP更新

11月末に、震災時に浪江町にお住まいであった各世帯の代表者の方へ「住民意向調査」を送付させていただいております。

提出期限を12月10日(日)としていましたが、引き続き、受け付けをさせていただきますので、まだ提出されていない方は、ご協力をお願いいたします。

問い合わせ

企画財政課 企画調整係

TEL 0240-34-0240



## 双葉町からのお知らせ

## 双葉町公式YouTubeチャンネルから

## 空から見た復興状況(令和5年12月13日撮影)

0:00 オープニング

0:30 復興シンボル軸～中心市街地(羽鳥地区)

1:17 復興シンボル軸～中心市街地(長塚地区)

2:13 復興シンボル軸～中心市街地(新山地区)

2:41 復興シンボル軸～中心市街地(長塚地区)

3:20 中野地区復興産業拠点(両竹地区)

3:54 中野地区復興産業拠点(中野地区)

▶ <https://youtu.be/JiUDFSgF8lg>



## 郡山市からのお知らせ

### 郡山市物価高騰対応等生活困窮世帯支援給付金(7万円)について

12月14日HP更新

住民税の非課税世帯等へ、電気、ガスその他エネルギー・食料品などの価格高騰による影響の緩和を目的として、1世帯当たり7万円を支給します。

#### 対象となる世帯

次の1、2のいずれかにあてはまる世帯が支給対象となります。

#### 1. 基準日(令和5年12月1日)において、郡山市に住民登録のある世帯で、世帯全員の令和5年度住民税均等割が非課税である世帯

- ※ 住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除く。
- ※ 対象と思われる世帯には、郡山市から給付内容や確認事項が書かれた支給要件通知書を郵送します。(12月26日に発送予定)

**注意** 世帯の中に未申告者がいる場合には郵送されません。

#### 2. 家計急変世帯


令和5年1月以降予期せず家計が急変したことにより、世帯全員の収入が住民税非課税相当となった世帯

- ※ こちらの給付金を受け取るには、申請が必要です。申請書に必要事項を記入して、収入額が確認できる添付書類とともに提出してください。

#### 【問い合わせ先】

##### ●郡山市給付金コールセンター

(振込口座の変更および申請などについての問い合わせ)

 0120-839-906 午前8時30分～午後5時15分

※年末年始12月29日～1月3日および土日祝日を除く。

ただし、1月6日～1月8日は開設します。

##### ●郡山市物価高騰対応等生活困窮世帯緊急支援給付金相談窓口

(郡山市役所本庁舎1階市民ギャラリー)

午前8時30分～午後5時15分

※年末年始12月29日～1月3日および土日祝日を除く。

次ページへ続きます 

## よくあるご質問

**質問： 給付対象世帯の定義は。**

回答： 住民票上の世帯となります。

**質問： 住民税非課税世帯向けの給付、家計急変世帯への給付、それぞれの支給要件を満たせば、それぞれ支給を受けることはできるか。**

回答： いずれかの給付を受けた世帯に属する方を含む世帯は、給付金の区分に関わらず、原則として、再度の支給を受けることはできません。

**質問： 家計急変世帯の収入要件は、世帯員個人ごとに判断することになりますか。**

回答： 世帯としての収入の合計ではなく、個々の世帯員全員が、それぞれ住民税非課税水準に相当する収入であることを確認します。

**質問： 定年退職により収入(所得)が減少し、非課税水準となる場合は、どのような取り扱いとなりますか。また、年金の支給は通常2カ月に1回ですが、年金が支給されない月を任意の「1か月」とすることはできますか。**

回答： 本給付金は、予期せず家計が急変し、直近の収入減少により市町村民税(均等割)非課税相当とみなされる場合には、その世帯を支援し、生活・暮らしを支援する観点から支給を行うものです。よって、定年退職による収入の減少や、年金が支給されない月の収入等は該当しません。虚偽により給付を申請した場合、不正受給(詐欺罪)に問われる場合があります。

**質問： この給付金は、差押禁止や非課税の対象となりますか。**

回答： 「物価高騰対策給付金に係る差押禁止等に関する法律」に基づき、差押禁止等および非課税の対象となります。

## 申請書等のダウンロード

▶ 給付金のご案内(非課税世帯) [PDF]

[https://www.city.koriyama.lg.jp/uploaded/life/95525\\_174457\\_misc.pdf](https://www.city.koriyama.lg.jp/uploaded/life/95525_174457_misc.pdf)



▶ 給付金のご案内(家計急変世帯) [PDF]

[https://www.city.koriyama.lg.jp/uploaded/life/95525\\_174458\\_misc.pdf](https://www.city.koriyama.lg.jp/uploaded/life/95525_174458_misc.pdf)



▶ 第1号様式(記入例) [PDF]

[https://www.city.koriyama.lg.jp/uploaded/life/95525\\_174459\\_misc.pdf](https://www.city.koriyama.lg.jp/uploaded/life/95525_174459_misc.pdf)



次ページへ続きます 

## ▶ 第2号様式\_申請書(非課税) [PDF]

[https://www.city.koriyama.lg.jp/uploaded/life/95525\\_174461\\_misc.pdf](https://www.city.koriyama.lg.jp/uploaded/life/95525_174461_misc.pdf)

## ▶ 第2号様式\_申請書(非課税) (記入例) [PDF]

[https://www.city.koriyama.lg.jp/uploaded/life/95525\\_174462\\_misc.pdf](https://www.city.koriyama.lg.jp/uploaded/life/95525_174462_misc.pdf)

## ▶ 第3号様式\_申請書(家計急変世帯) [PDF]

[https://www.city.koriyama.lg.jp/uploaded/life/95525\\_174466\\_misc.pdf](https://www.city.koriyama.lg.jp/uploaded/life/95525_174466_misc.pdf)

## ▶ 第3号様式\_申請書(家計急変世帯) (記入例) [PDF]

[https://www.city.koriyama.lg.jp/uploaded/life/95525\\_174467\\_misc.pdf](https://www.city.koriyama.lg.jp/uploaded/life/95525_174467_misc.pdf)

## ▶ 第3号様式別紙\_簡易な収入(所得)見込額の申立書 [PDF]

[https://www.city.koriyama.lg.jp/uploaded/life/95525\\_174477\\_misc.pdf](https://www.city.koriyama.lg.jp/uploaded/life/95525_174477_misc.pdf)

## ▶ 第3号様式別紙\_簡易な収入(所得)見込額の申立書(記入例) [PDF]

[https://www.city.koriyama.lg.jp/uploaded/life/95525\\_174478\\_misc.pdf](https://www.city.koriyama.lg.jp/uploaded/life/95525_174478_misc.pdf)

問い合わせ

保健福祉部 保健福祉総務課 援護給付係

TEL 024-924-3822

## 産前産後期間の国民健康保険税が減額されます

12月14日HP更新

## 対象となる方

令和5年11月1日以降に出産した、または今後出産予定のある国民健康保険税の被保険者。

出産前でも、出産予定日の6カ月前からであれば届出が可能です。

例：令和6年7月1日出産予定の場合、令和6年1月1日以降届出可能。

なお、既に出産している方については出産日で届出いただくようになります。

※ 出産とは、妊娠85日(4カ月)以上の分娩をいいます。

(死産、流産、早産、人工妊娠中絶された方を含みます。)

次ページへ続きます 

## ▶【案内リーフレット】産前産後期間の国保税減額について [PDF]

<https://www.city.koriyama.lg.jp/uploaded/attachment/71775.pdf>**国民健康保険税の減額内容**

出産(予定)者について、出産予定日または出産日が属する月の前月から数えて4カ月相当分の国民健康保険税の所得割・均等割部分が減額されます。

多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3カ月前から数えて6カ月相当分の国民健康保険税の所得割・均等割部分が減額されます。

**施行日(受付開始日)**

令和6年1月1日

**注意** 令和5年11月以降に出産した被保険者からが届出の対象となりますが、減額措置は施行日(令和6年1月分以降の保険料)から該当となり、これより前の期間については減額の対象となりません。

(例)

- 令和5年11月に単胎で出産した場合、令和5年10月分～令和6年1月分が減額の対象月となりますが、この場合、施行日以降の令和6年1月分だけが減額されます。
- 令和5年11月に多胎で出産した場合、令和5年8月分～令和6年1月分が減額の対象月となりますが、この場合、施行日以降の令和6年1月分だけが減額されます。

**届出方法**

「産前産後期間に係る国民健康保険税軽減届出書」を記載し、必要書類を併せて持参のうえご提出ください。

## ▶産前産後期間に係る国民健康保険税軽減届出書 [PDF]

<https://www.city.koriyama.lg.jp/uploaded/attachment/71359.pdf>**■お持ちいただくもの**

- 分娩予定日や出生日の記載のある母子健康手帳(多胎の場合は出産人数分)
- 世帯主と出産した方のマイナンバーカードか通知カード(届出書に記載済みならば不要)
- 窓口に来る届出人の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証など)

**■届出先**

郡山市国民健康保険課、各行政センターおよび連絡所(市民サービスセンター、緑ヶ丘市民サービスセンターでは受付できません。)

※ 令和6年1月1日以降であれば、出産予定日の6カ月前から提出可能です。

**問い合わせ**

市民部 国民健康保険課 国保税係

**TEL** 024-924-2141



## 福島県からのお知らせ

### 2025卒学生対象奨学金返還支援事業

12月1日HP更新

県では、所定の産業分野の県内事業所へ就職し、本県への定住を予定している方に対して奨学金の返還を支援しています。

11月13日から、大学3年生や大学院1年生等を対象とした令和5年度第3期(2025卒学生)募集を開始しました。

県内企業への就活を行っている学生の方や、福島県へのUターンを考えている方、ぜひこの制度をご活用ください。

「自分の志望する企業は対象となるか?」とか、「この産業分野は具体的にどんな企業があてはまるか?」など、不明な点がございましたらメール・電話でお気軽にお問い合わせください。

#### ■用語の意味

- ・大学等： 大学(短期大学を除く)、大学院の修士課程、大学院の博士課程、高等専門学校  
の専攻科
- ・大学生等： 令和5年度(2023年度)に大学等に在籍している学生
- ・対象奨学金： 独立行政法人日本学生支援機構の第一種奨学金および第二種奨学金
- ・県内事業所： 福島県内に所在する本社、支社、支店、工場、事業所
- ・定住： 福島県内の市町村の住民基本台帳に記録され、かつ当該住所を生活の根拠  
としていること
- ・正規職員： 雇用期間の定めのない契約に基づき雇用され、同一の事業主に雇用される通  
常の労働者に適用される就業規則等について同様に適用される雇用形態の者

### 募集対象者

応募時点で大学等に在籍し、次の1から3の全てに該当する学生

**注意** 大学4年生や大学院2年生は今回の募集の対象外です。

1. 対象奨学金の貸与を受けている者
2. 応募時点で次のいずれかに該当し、就職先が決定していない者(内定段階であれば応募可)
  - ア 4年制大学の3年生
  - イ 6年制大学の5年生
  - ウ 大学院修士課程に在籍し、来年度に修了する者
  - エ 大学院博士課程に在籍し、来年度に修了する者
  - オ 高等専門学校専攻科の1年生
3. 令和6年度に大学等を卒業後、翌月1日から起算して、6カ月以内に支援対象となる産業の  
企業に正規職員として就職し、5年以上福島県内で勤務・定住することを予定している者

次ページへ続きます 



## 支援対象となる産業

以下の“地域経済を牽引する成長産業分野”または“地域資源を生かした産業分野”が、この事業の支援対象産業分野となります。

### (1) 地域経済を牽引する成長産業分野

日本標準産業分類の「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」又は「情報通信業」に属し、かつ次にあげる産業

- a. エネルギー関連産業
- b. 医療関連産業(創薬関連含む) ※
- c. ロボット関連産業
- d. 環境・リサイクル関連産業
- e. 輸送用機械関連産業(航空宇宙関連含む)
- f. 電子機械関連産業
- g. ICT関連産業
- h. 6次化関連産業

※ ここで定める「医療機関関連産業」とは、医療機器メーカーや製薬会社などを想定しており、**病院や歯科医院などの医療機関は含まれません**のでご注意ください。

● 『地域経済を牽引する成長産業分野』に該当する企業の例

- ・精密機器製造メーカー
- ・金属工具製造メーカー
- ・自動車部品製造メーカー
- ・火力発電所
- ・半導体製造メーカー
- ・医療機器製造メーカー
- ・製薬会社(医薬品メーカー)
- ・システム、ソフトウェア開発会社

### (2) 地域資源を生かした産業分野

以下の1～4のいずれかに該当する産業

1. 上記『地域経済を牽引する成長産業分野』に該当するa～h以外の製造業(ものづくり産業)
2. 商業(卸売業・小売業)
3. サービス業 ※1
4. 観光産業(運輸業、宿泊業・飲食サービス業)

ただし、地域資源を生かした産業分野に属する企業は、**県内に本社を有する中小企業 ※2**のみを対象企業とします。

#### ※1 『サービス業』の定義について

原則として、日本標準産業分類における以下の中分類に当てはまる業種を指します。

- ・ 79 その他の生活関連サービス業
- ・ 92 その他の事業サービス業
- ・ 旅行代理店
- ・ 冠婚葬祭業 など
- ・ ビルメンテナンス業
- ・ 警備業 など

#### ※2 『中小企業』の定義について

本事業における“中小企業”の定義については、中小企業基本法に定められる「中小企業者の範囲」および「小規模企業者」の定義を準用します。

次ページへ続きます 

## ●『地域資源を生かした産業分野』に該当する企業の例

- ・食品製造メーカー ・菓子製造メーカー ・スーパーマーケット ・ドラッグストア
- ・旅館 ・ビルメンテナンス会社 ・警備会社 ・酒卸売会社

※ この産業分野に該当するためには「福島県内に本社を有する中小企業」である必要があります。

## 募集人数

40人程度

## 募集期限

令和6年2月29日(木) 必着

## 応募書類

以下の書類(1)～(5)をすべて提出してください。

- ▶ (1) 奨学金返還支援事業交付対象者認定申請書(第1-1号様式) [Word]  
<https://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/444208.docx>



- ▶ [参考] 【第1-1号様式】認定申請書記入例(大学生等) [PDF]  
<https://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/588667.pdf>



- ▶ (2) 応募理由書(2号様式) [Word]  
<https://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/444219.docx>



- ▶ [参考] 【第2号様式】応募理由書記入例 [PDF]  
<https://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/588685.pdf>



※応募理由書記入例を参考に具体的に記載してください。記載内容が不十分な場合、交付対象者として認定されない場合があります。

- ▶ (3) 奨学金の受給・返還状況等調査及び個人情報取扱いに関する同意書(3号様式) [Word]  
<https://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/444220.docx>



次ページへ続きます 

## (4) 在籍している大学等の学業成績証明書の写し

※学校から取り寄せてください。いつの証明書が必要かは学年によって異なりますので募集要項を確認してください。

## (5) 奨学金貸与証明書類の写し

※日本学生支援機構から取り寄せてください。発行に時間がかかるため、余裕を持った発行の準備をお願いします。

※ダウンロードが難しい方は、郵送等の対応もできますのでご相談ください。  
(雇用労政課 **TEL 024-521-7290**)

※奨学金貸与・返還証明書の入手方法は以下を参照してください。

## ▶ 日本学生支援機構ホームページ

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/henkan/todokede/shomeisho.html>



※必要書類の発行に時間がかかる場合があります。締め切りまでに必要書類が揃わない場合、申請を受理することができません。ご注意ください。

## 応募方法

所定の様式に記載のうえ、添付書類を添えて以下の応募先に郵送、持参、メールのいずれかの方法によりご提出ください。

なお、メールで提出する場合には、件名を「奨学金返還支援事業交付対象者認定申請」とし、本事業に係る申請である旨を分かるようにしてください。

- 様式は上記からダウンロードしてください。大学生等の方と既卒者の方で異なる様式がありますので、ご注意ください。
- 持参する場合は、土、日、祝日を除く午前9時から午後5時の間にご来庁ください。
- 県から応募内容の確認などのために、連絡をすることがありますのでご了承ください。

### 【応募・問い合わせ先】

福島県 雇用労政課

〒960-8670 福島市杉妻町2-16 西庁舎12階

**TEL** 024-521-7290

**E-mail** koyourousei@pref.fukushima.lg.jp

次ページへ続きます 

交付要綱・募集要項など

※必ずお読みください。

▶ 令和5年度第3期募集要項 [PDF]
https://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/602545.pdf



▶ 令和5年度第3期募集Q&A [PDF]
https://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/599965.pdf



▶ 【参考】申請から交付までの流れ [PDF]
https://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/444229.pdf



▶ 交付要綱(令和3年4月改正) [PDF]
https://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/444230.pdf



▶ 第3期募集チラシ [PDF]
https://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/604475.pdf



問い合わせ 雇用労政課 TEL 024-521-7290

福島県公式Facebookから

「復興・再生のあゆみ(第12版)」、「ふくしま復興のあゆみ(第38号)」を公開しました

県では、福島県の復興状況を国内外の方に分かりやすくお知らせするために、年3回(3月、8月、12月)、「復興・再生のあゆみ」と「ふくしま復興のあゆみ」を作成しています。

最新版の表紙には、今年8月に校舎の使用が開始された大熊町の「学び舎(まなびや)ゆめの森」に関連する写真が掲載されています。

▶ 「復興・再生のあゆみ」および「ふくしま復興のあゆみ」
https://www.pref.fukushima.lg.jp/site/portal/ps-fukkoukeikaku1151.html



# 個人さまに対する請求書類 「一時立入、検査受診等にもなう 移動費用の賠償」の発送について

2023年12月25日  
東京電力ホールディングス株式会社  
福島復興本社

当社福島第一原子力発電所の事故により、今なお、福島県および広く社会の皆さまに多大なるご心配とご負担をおかけしていることにつきまして、心より深くお詫び申し上げます。

「一時立入、検査受診等にもなう移動費用の賠償」につきまして、以下のとおりご請求の受付を開始させていただきますので、お知らせいたします。請求書類をご希望される方は、大変お手数ですが、末尾に記載の「福島原子力補償相談室(コールセンター)」までご連絡くださいますようお願い申し上げます。(概要については2018年3月26日お知らせ済み)

- ・ご請求対象期間:2023年10月1日から2023年12月31日まで(原則3カ月単位)
- ・ご請求受付開始:2024年1月4日

費用をご負担された事実が確認できる証明書類のご提出は、原則、必要となります(2018年3月26日ご案内済み)。なお、高速道路や公共交通機関をご利用の場合、一般的に費用をご負担された事実が確認できる証明書類<sup>\*</sup>を得られることから、2021年4月以降に発生した費用のご請求(原則3カ月単位)にあたっては、原則、費用をご負担された事実が確認できる証明書類<sup>\*</sup>のご提出が必要となります。

そのため、これらの証明書類については、ご請求いただくまでの間、大切に保管いただきますようお願いいたします。

なお、ご提出いただいた証明書類やご請求書類に記載いただいた内容について、当社から問い合わせをさせていただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。

- (<sup>\*</sup>)①高速道路をご利用の場合:利用証明書(領収書)やETC利用明細書など
- ②公共交通機関(例:新幹線・特急、高速バスなど)をご利用の場合:  
領収書やICカード利用明細書など

なお、やむを得ない理由により、上記以外にも損害の継続を余儀なくされている方につきましては、別途、ご事情をお伺いさせていただきますので、末尾に記載の「福島原子力補償相談室(コールセンター)」までご連絡くださいますようお願い申し上げます。

## 問い合わせ

<原子力事故による損害に対する賠償に関する問い合わせ先 >

福島原子力補償相談室(コールセンター)

 0120-926-404

午前9時～午後7時(月～金(除く休祝日))

午前9時～午後5時(土・日・休祝日)



今週の番組

番組内容 [12/22～12/29]

- 00分～ オープニング&今週の番組
- 02分～ 南相馬市中学生海外研修報告会 2
- 27分～ 令和5年度 第80回相馬野馬追振興秋季競馬大会
- 53分～ 令和5年度 南相馬市交通安全パレード
- 58分～ シェリー&ネイトのEnglish Corner  
“Lesson18 学校で学ばなかった便利な英語フレーズ ～レストラン編～”
- 63分～ 南相馬 夜を彩る冬の光～Christmas light～2023
- 80分～ 月刊 図書館通信 1月号
- 81分～ 水道管の冬支度について～南相馬市水道課～
- 86分～ 気をつけろ 空き巣編
- 87分～ minamisoma5.0 “技術革新のまち”編
- 89分～ リクエストアワーのお知らせ



避難先住所等の届け出について

東日本大震災に伴い避難されている方で、次のような場合は、全国避難者情報システム(避難者名簿)に登録されている内容を変更する必要がありますので、ご連絡ください。

- ・ 転居したので住所が変わった(変わる予定である)
- ・ 家族構成が変わった  
(子が進学などで転出、帰還した家族がいる など)
- ・ 避難生活が終了した(避難の意思を有しなくなった)

**連絡先** 三条市 福祉課 福祉・公営住宅係  
TEL 0256-34-5405

三条市に避難している  
世帯数と人数(2023.12.27現在)

| 市町村名   | 世帯数 | 人数 |
|--------|-----|----|
| 小高区    | 13  | 33 |
| 原町区    | 3   | 3  |
| 南相馬市 計 | 16  | 36 |
| 浪江町    | 3   | 10 |
| 双葉町    | 1   | 1  |
| 郡山市    | 3   | 7  |
| 合計     | 23  | 54 |

発行/三条市総務部政策推進課 三条市旭町二丁目3番1号  
Tel 0256-34-5511